

浄化槽保守点検業者の皆様へ

山口県浄化槽保守点検業者登録条例により、

研修の機会の確保が 義務付けられています

背景

近年の社会的要請から浄化槽の処理性能の向上、コンパクト化に伴う技術の高度化が進み、浄化槽の維持管理に関する新たな知識を習得する必要があります。

研修の機会の確保

浄化槽保守点検業者は、その事業所に置く浄化槽管理士に、研修の機会を確保しなければなりません。



浄化槽管理士研修会の概要

対象者 浄化槽保守点検業者が事業所ごとに置く浄化槽管理士

受講料 10,000円/人

研修時間 約5時間

研修科目 ①浄化槽行政の動向 ②浄化槽の構造と機能
③浄化槽の保守点検と清掃 ④山口県における浄化槽情報

実施者 一般社団法人山口県浄化槽協会

登録申請

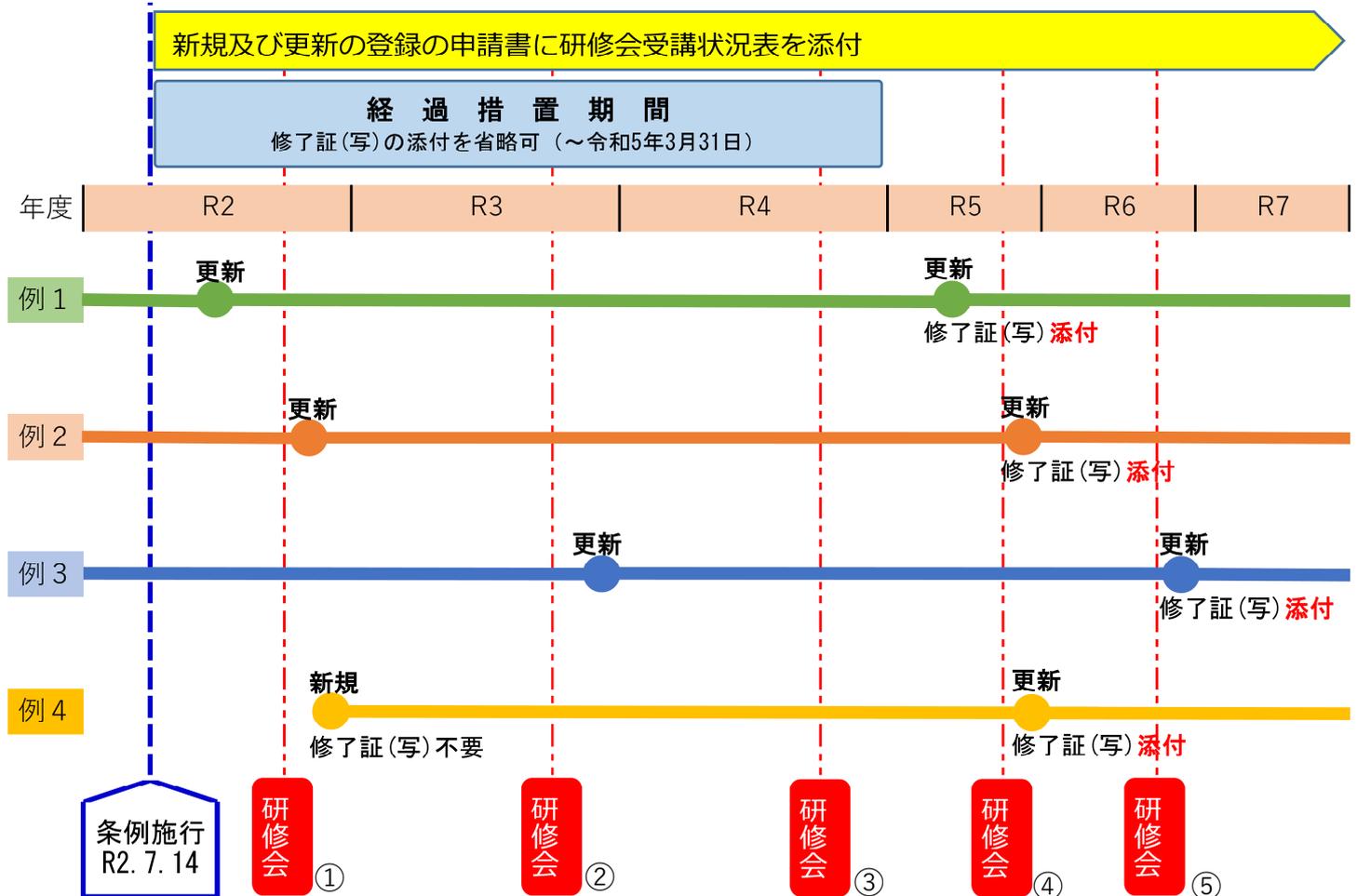
浄化槽保守点検業者の登録申請書に、
①研修会受講状況表（新規登録及び更新登録）
②研修修了証の写し（更新登録の場合のみ）
を添付してください。

問合せ先：詳細は裏面へ

【条例に関するお問い合わせ】 主たる事務所の所在地を管轄する健康福祉センター
又は 山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課

【研修に関するお問い合わせ】 一般社団法人山口県浄化槽協会

浄化槽管理士研修



留意事項

浄化槽保守点検業者が事業所に置く全ての浄化槽管理士について、更新時に研修修了証(写)添付の対象となります。

*経過措置期間R2～4年度は更新時に添付省略可であったため、例3の場合、R6年度の更新申請時においてのみ、研修会①～⑤のいずれかの研修会修了証を添付することが可能です

《問い合わせ先》

【条例に関するお問い合わせ】

主たる事務所の所在地を管轄する健康福祉センター

岩国健康福祉センター (0827-29-1528)、柳井健康福祉センター (0820-22-3631)

周南健康福祉センター (0834-33-6429)、山口健康福祉センター (083-934-2536)

宇部健康福祉センター (0836-39-9865)、長門健康福祉センター (0837-22-2811)

萩健康福祉センター (0838-25-2666)

又は 山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課 (083-933-2992)

【研修に関するお問い合わせ】 一般社団法人山口県浄化槽協会 (083-925-1049)